

(別添 4)

令和 4 年度新宿御苑ワーキングスペース環境施策展示検討作成等業務に関する企画書等審査基準及び

採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点	
				小計		
業務に対する 理解度 (様式A)	新宿御苑ワーキングスペース 環境施策展示検討作成等業務 の全体方針に対する理解度	本事業実施に伴う全体方針について、 <u>ワーキングスペース 環境施策展示の業務目的新宿御苑ミュージアム(仮称)の 整備の与条件</u> を正確に理解された上での内容となっているか。	10	10		
実施方法等の 提案 (様式B)	(1) 仕様書(骨子) 2 (1) について	展示コンセプト及び情報発信プランの策定にあたって、必要な要素が盛り込まれており、効果的・的確な提案となっているか。	5	70		
	(2) 仕様書(骨子) 2 (2) について①	新宿御苑の魅力伝え、関心を高める(可能であれば日本の環境施策も含む) 展示コンテンツの整備について、展示設備やコンテンツ内容が効果的で魅力的かつ実現の見通しが立った妥当な提案となっているか。また、提案内容に必要な要素がもりこまれているか。	25			
	(2) 仕様書(骨子) 2 (2) について②	新宿御苑内の環境施策及び日本の環境施策の情報を発信し、日本各地の魅力を伝えるための展示設備について、展示設備やコンテンツ内容が効果的で魅力的かつ実現の見通しが立った妥当な提案となっているか。また、提案内容に必要な要素がもりこまれているか。	25			
	(3) 仕様書(骨子) 2 (3) について	同施設の維持運営計画が、中・長期的利用を見越した具体的な計画となっているか。また、提案内容に必要な要素が盛り込まれているか。	10			
	(4) その他	仕様書(骨子) 2 (1) ~ (3) 以外で有益な提案はなされているか。	5			
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務の実施工程が具体的で、無理なく実施できるかどうか。	10	10		
管理技術者 (様式D-1)	技術力	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	5	10	
	専任性	手持ち業務量	公示日現在の手持ち業務量が 10 件以上を 0 点とする。	5		
業務従事者(様式 D-2)	(1) 仕様書(骨子) 2 (1) に係る配置、役割分担等	展示コンセプト及び情報発信プランの作成に際し、専門的な知見を有する人員が配置されているか。また、効果的なプランを作成するための十分な体制が整っているか。	5	20		
	(2) 仕様書(骨子) 2 (2) に係る配置、役割分担等	「新宿御苑及び日本の環境施策に対して更なる興味を喚起する展示設備の設置及びコンテンツの作成」に際し、専門的な知見を有する人員が配置されているか。また、提案内容を十分に実現できる体制が整っているか。	15			
	(3) 仕様書(骨子) 2 (3) に係る配置、役割分担等	「維持運営計画の策定」に際し、優良事例となる施設等の運営計画に携わったことがあるなど、専門的な知見を有する人員等、適切な体制が構築されているか。	5			
業務実績 (様式E)	過去 5 年間に従事した業務の実績	・過去 5 年間において、博物館や美術館、資料館等で最新のデジタル技術を用いた展示設備を構築した実績があるなど、業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	10		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書) (様式任意)	提案内容に対する価格の妥当性		5	10		
	積算内訳の妥当性		5			
組織の環境マネジメントシステム認証取	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)での ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジ		5	5		

得等の状況（様式F）	メントシステム認証取得の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。			
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 （様式G）	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 <p>※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定）</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>	5	5	
合計			150	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合	25点満点の場合
・秀	5点	} ×2	×3	×5
・優	4点			
・良	3点			
・準良	2点			
・可	1点			
・不可	0点			